

在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格

—京都を中心として—

中 島 智 子

“Minzoku-Gakkyu”: An Aspect of Educational
Problems for Korean Residents in Japan

NAKAJIMA Tomoko

はじめに

民族学級とは、朝鮮人を対象に朝鮮語その他を修得させることを目的として日本の公立学校に設置されたものである。その形態には特別(朝鮮人のみの学級を設ける)、抽出(普通授業を受けながらある時間のみ抽出する)、課外(正規授業時間後におこなう)の三つがあり、通常、朝鮮人講師が担当するもので、その設置は1949年の朝鮮人学校の閉鎖に由来する。

民族学級を固有のテーマとした研究はこれまでにない。従来の日朝鮮人教育研究は、政策論においても民族教育論においても朝鮮人学校に焦点がおかれてきた。民族学級の研究が等閑視されてきた原因は、民族学級が民族教育の中で低い評価^りしか得ていないことにあるが、より本質的理由はそのおかれている不安定な位置と性格にある。不安定であるというのは、1.民族教育論の立場からは民族教育は本来朝鮮人学校において可能であるとされているため、民族教育に占めるその位置と性格づけが曖昧であること、2.戦後の在日朝鮮人教育史は常に政府の政策とそれに対する朝鮮人の運動が朝鮮人学校を焦点として対立する図式を描いており、その中に占める位置が小さいこと、3.日本の行政当局及び学校の民族学級に対する位置づけが曖昧であること、4.在日朝鮮人教育の場が朝鮮人学校と日本の学校に両極化し、民族学級はその狭間にあること、を指している。しかし民族学級の研究には、1.民族学級も民族教育の一形態であり、マイナス面も含め事実として在日朝鮮人教育史に組みこむ必要があること、2.在日朝鮮人教育自体が日本社会の中で不安定な位置を余儀なくされており、民族学級はいわばその象徴といえること、3.日本の学校に在籍する朝鮮人の比率が現在では8割を占めこれ以上減することがない現実から、日本の学校における在日朝鮮人教育の問題の検討が新たな課題として要請され、それには民族学級の研究が一つの契機となりうること、の意義がある。

以上の認識に基づいて、本稿では民族学級のおかれている位置の不安定な実情を明らかにし、その要因を分析することを目的とする。その方法として民族学級の設置と衰退の二時期を扱い、各々の経緯をみるものとする。また対象地域には京都府(特に京都市)をとりあげ、滋賀県及び大阪府の場合を補足する。その理由は、先行研究がないことからできるだけ資料を掘りおこし、聞きとりもまじえて一地域の実態を再生するという個別研究が必要とされるためである。京都を選んだ理由は、設置から衰退の軌跡の一つの典型とみられることと上記した三形態が共にあったこ

とである。

I. 民族学級設置の経緯

(1)前史と5・15覚書

民族学級の設置が本格化するの全国的には1949年以降であるが、京都においてはその前段階として、48～49年に一旦設置を認めながら反古にするという重要な動きがみられる。また民族学級の設置が朝鮮人学校の閉鎖に由来することから、49年までの京都における民族教育のあゆみをふり返しておく必要がある。

1945年の解放直後京都市内の朝鮮人は28ヶ所に国語講習所を設け、数百名を対象に奪われていた朝鮮語や歴史をとり戻すべく民族教育に着手した。その後即時帰国を前提とした講習所形式は、46年末から在日本朝鮮人連盟(以下朝連と略す)の指導の下に全国的に学校形態へと整備発展するが、京都ではその主なものとして京都七条朝連国民学院(46年4月開校、47年京都第一朝連初等学校と改称)や京都朝連西陣小学校(47年4月開校)があった⁹⁾。一方46年9月には京都朝鮮人教育会(後の大韓民国京都教育会)が結成され、これによって翌年5月京都朝鮮中学校が開校した。同教育会結成のための協議会には朝連も参加したが結成総会には不参加⁹⁾、この頃から教育事業においても左右の分裂が始まっていたとみられる。

このような朝鮮人の自主的教育活動に対し占領軍はそれまでの放任主義を一転させ、47年10月占領軍民間情報教育局は朝鮮人学校を日本政府の指令に従わしめるという基本方針⁴⁾を提示し規制に乗り出した。これを受けて政府当局は12月同趣旨の閣議決定を経、翌48年1月24日官学5号学校教育局長より文部省大阪出張所長、都道府県知事宛通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」を出して、日本の教育法規に従うべきものとした。この実施をめぐる各地で反対運動が展開され、4月にはついに阪神教育闘争⁵⁾が闘われるに至ったが、京都では話し合いによる解決の方向が探られていた。そして4月30日から6回に亘る話し合いの末、5月15日朝連、18日教育会と府教育部長との間に覚書が交され、その内容は日本の教育法規に従い私立学校として認可申請するというものであった⁹⁾。これは、それに先立つ5月5日中央段階で結ばれた覚書及びその具体的措置を規定した5月6日発学200号学校教育局長より都道府県知事宛通達「朝鮮人学校に関する問題について」に添うものであり、民族教育は一応その危機を脱した。しかし翌49年10月19日文部省は朝連の解散に伴う措置として朝鮮人学校の閉鎖改組を全国に通達した。京都では府下12校(認可9校、無認可3校、対象児童生徒総数1300名)に「財団法人⁷⁾としての認可を取消す」旨通達され、11月5日9校⁹⁾に閉鎖命令が発せられた。残る3校について府は、大韓民国京都教育会と京都朝鮮学院の二「財団」が合併して一本建で再申請するならば認可するとしたが、猶予は2日間しかなく話し合いはつかなかった⁹⁾。

かくして朝鮮人学校に学ぶ1000余名が日本の学校に転学させられ、民族教育の機会を奪われることとなった¹⁰⁾。ここに日本の学校における民族教育の実現形態＝民族学級が要求される素地がつくり出されたのである。

さて前述した48年5月の府教育部長との覚書(以下5・15覚書と略す)には、日本の学校に籍をおく朝鮮人に関する項目が三項ある。その内容は放課後休日等に朝鮮人学校に在学できること、日本人児童生徒とすべて平等な取扱いを受けること、と今一つは「一般の小学校及中学校におい

て義務教育を受けている朝鮮人児童生徒のみを以て学級を編成し、2.にのべた方法で朝鮮独自の教育をすることができる」と民族学級の設置を認めたものである。「2.にのべた方法」とは「義務教育としての最小限度の要件を満した上選択教科自由研究の時間に朝鮮語、朝鮮歴史地理文学文化等朝鮮人独自の教育を行うことが出来る」というもので、朝鮮人のみで編成する特別学級の設置が可能とされている。この覚書が5月6日の文部省通達の枠にしばられていたことは前述したが、同通達は民族学級については言及していず、従って民族学級の設置に関しては府独自の対応を示すものである。また、従来では6月4日大阪府で交された覚書が課外学級の設置を認めていることをもって独自の制度と評価されている¹¹⁾が、京都の方が時期的にも形態の上からも先んじていた。

この5・15覚書に基づいて市内の小学校に特別学級が設置されたが、その認可をめぐる朝連と府教育委員会(以下府教委と略す)の間に紛争が生じたことを、1949年5月27日京連調第242号京都連絡調整事務局々長より連絡調整中央事務局長宛「公立学校内朝鮮人特別学級設置に関する件」は伝えている。

それによれば49年5月7日軍政部の指示により府教委は朝連代表と協議会をもった。その席上京都軍政部教育課長は認可できない理由として「1.経済九原則によって總ゆる学校建築計画が削除された現在時に朝鮮人児童のために公立学校内に特別学級の設置を認可することは乏しい施設を更に割くことになり望ましくない。2.彼らに特別待遇を与えることになり教育の機会均等にもとることになる。特別の教育を施したい場合は特に認可された私立学校で行えばよい。3.特別学級の設置を認可することは日本憲法違反である。」をあげ、この不認可が総司令部の意向であることを明らかにした。これを受けた府教委は、不認可にすることで先の5・15覚書が問題となり「今後紛争を生ずる可能性がある」と危惧しながらも、「客年11月府教育(府教委；筆者註)の発足により一応自動的に廃止されたものと解釈」して覚書を反古にすることに意を決めた。占領軍と朝連の間に立つ格好となった府当局は、結局占領軍に押し切られた形で次のように一方的に事態に対処した。「又朝連側の認可申請の裏には多分に政治的意図がうかがわれるので、教育委員会としては前記地方的覚書に拘泥することなく此際朝連側の認可申請を却下し、同時に一般の日本人児童と同様の条件下に朝鮮人児童を就学せしむるか或は別途私立学校設置認可を受けしめることが適当と考えられる。」(傍点筆者)

占領軍及び府当局は認可できない理由として施設不足や教育の「機会均等」、「政治的意図がうかがわれること」をあげているが、これらが朝鮮人の民族教育要求を拒否する正当な理由となりうるかには大きな問題があり、当局の姿勢には、在日朝鮮人の特殊性を考慮した民族教育の必要性への理解が全く欠けているといわざるをえない。以上みた経過から、民族学級設置をめぐる状況がこの時すでに厳しいものであったといえよう。

(2)民族学級設置の本格化

49年秋の朝鮮人学校閉鎖当時、府は民族学級設置については一切言及していない。府会定例会議においても教育長は日本の学校の受け入れについて、「できるだけ温い心をもってこれ受け入れるように、決して民族的偏見をもって扱うことのないように、一般日本人の児童と同一の取扱いをするように¹²⁾」と述べているのみである。

政府段階では閉鎖命令を発した10月19日、文部省森田総務課長が談話で「課外として朝鮮独自

のものを教えることは自由である」とし、また外国語や自由研究の時間の利用を示唆していた。文部省は27日にも同趣旨の見解を示し、11月1日文初庶第166号事務次官通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」で更に確認すると同時に、「収容すべき朝鮮人の児童生徒は一般の学級に編入するのが適当であるが、学力補充その他やむを得ない事情のある限りは当分の間特別の学級又は分校を設けることは差支えない」とし、限定付きではあるが朝鮮人のみの特別学級及び分校設置の可能性を提示した。この一連の動きは、当局の強硬策に対する朝鮮人の反発を柔げる一方、多数の朝鮮人を受け入れることになった教育現場の混乱を静める意図に基づくものであり、朝鮮人教育の独自性を認めた結果では勿論ない。しかしながらここに民族学級設置への道は開かれたわけで、たとえば大阪では11月5日府知事が談話で1週間4時間を限度とした課外民族学級を認める発言をおこなっている¹³⁾。従って政府の見解の実際適用により、公立学校内に朝鮮人の民族教育の場を保障しえたにもかかわらず、地方当局及び各学校がその実施に着手することはなく、民族学級の誕生には朝鮮人の熱心な要求運動を待たねばならなかった。

京都では一例として次のような事態をあげることができる。すなわち50年12月1日、朝鮮人児童約50名が父母50名に連れられて京都市役所を訪れ、「朝鮮人課外教育を認めよ」、「課外教育の即時開始、時期を明示せよ」と要求したが、それに対し市は「五条署ならびに市警署ラ隊約百人」を出動させ父母7名を検挙した¹⁴⁾。ここまでに至った事情を、2日付京都新聞は次のように報じている。「(前略)閉鎖されて以来“朝鮮文化を認めよ”と朝鮮人児童だけの課外教育を要求、スッタモンダのあげく本年7月15日旧朝連系から19人、民団系から7人の教員を摘出し課外教育を認めることに内定したところ、民団側から“在日朝鮮人児童を旧朝連系教員にまかせられない”と猛烈な反対があり、市教委は両者の意見一致をみるまで延期していたもの。」

このように民族教育の中断を憂えた朝鮮人父母により執拗な要請がくり返された結果、市教育委員会(以下市教委と略す)は51年より養正・紫竹・柏野・嵯峨野・陶化・南大内各小学校内で課外授業をおこなうことを承認した¹⁵⁾。

かくして京都における民族学級は課外として始まったが、その後課外では「民族教育の効果が期待出来」ないとして、更に特別学級の要求が出てきた。例えば52年4月24日阪神教育闘争を記念したデモがおこなわれ、養正小裏の公園に集まった40名のグループの代表が同校々長に交渉した¹⁶⁾。翌年の9月には父母が波状的に同校に押しかけて分離授業を要求し、同月7日には在籍児童66名が抗議の集団欠席をしている。同日柏野小においても児童70名が裁縫室を占拠し、「自分らだけの授業をやらせよ」と要求した¹⁷⁾。これに対し市教委は文部省の方針待ちの姿勢であったが、ついに53年末に覚書を交換し、翌年1月より正式に民族学級の設置が認められることとなった。

この時市教委によって定められた「朝鮮人のための特別教育実施要綱」では、特別施設として特別学級と抽出学級を設け、前者は実出席児童数40名以上後者は同20名以上をもって一学級を編成し、課外は抽出に準ずるとされた。そこでの教育の目的は、「1.朝鮮語を理解し使用する能力を養うこと、2.朝鮮における歴史及び地理についての概要を知らせること」におかれ、講師は市教委で採用した者、教科用図書も同委で許可したものに限るというものであった。こうして養正(特別)、陶化・山王・南大内・柏野・待鳳・上賀茂(以上抽出)、朱雀第四・嵯峨野(以上課外)に三形態の民族学級が発足したのである。これらの小学校は朝鮮人多住地域にあり、この中には46年頃一部校舎を借用して朝鮮人学校が設けられていた学校もあった¹⁸⁾。しかし例えば、200名近

い籍数を有する西京極小学校には特別学級はおろか抽出・課外学級さえ設置されなかった¹⁹⁾例を考えると、市教委は決して民族学級設置に積極的ではなく、各校区の父母の運動や各校の事情に左右されやっとなり勝ち得た成果が以上のものであったといえよう。しかも朝鮮人側は特別学級を要求していたのに対し一校にしか認められず、大部分が抽出という形態であった。抽出学級は京都独自の形態で、正規の授業時間内に民族教育科目が組み込まれているという点では課外より前進しているとはいえ、運営上の難点は特別学級より大きい。よってこれは、市教委と朝鮮人側との妥協点として生み出されたものとみることができる。

さてここで、ただ一校設置された養正小の特別学級の運営をみておこう。同小では特別学級2教室を設け、3・4年と5・6年の複式授業とした。出席は児童の希望に任されたが、当初の希望者は全校198名中140名であった。各学級には朝鮮人と日本人の教師が各1名ずつ配置され、授業用語も日本語と朝鮮語が両用された。例えば国語では日本語と朝鮮語が各5時間、社会は各3時間(5・6年学級では各4時間)、音楽は各1時間であるが、算数・理科・図画・体操は日本語のみであった²⁰⁾。すなわち、日本の教育に一部民族教育が付加されるという形であり、朝鮮人学校に代わりうることはできないが、しかし基本的な民族科目の朝鮮語による教授は保障されていたのである。この枠内でいかに民族教育の充実をはかるかは教師に負う部分も大きく、特に日本人の担任の協力と理解は不可欠であった。一方学級の外に目を転じれば、学校側の姿勢の問題がみられた。一つは、学級への参加が児童の希望に委ねられているが、参加を促す働きかけがおこなわれるのか否かである。換言すればそれは、学校として民族学級の必要性を理解しバックアップするのかということになる。今一つは日本人児童に対する教育の問題である。学校側は民族学級の設置により、「児童の心理から民族意識が強くなり差別的な言葉を多く出す者が出てくることや、運動面にチーム対抗競争などの場合起り得る感情意識などを非常に注意すると同時に心配している²¹⁾」と述べている。これはつまり、差別的な言辭や対抗意識が出るような日本人-朝鮮人関係がすでに生じているということであるが、民族学級設置を契機として単に対立を防ぐだけでなく、両者の歪んだ関係を是正していく教育営為が始められなくてはならない。以上の二点に関して学校側の姿勢に不十分さが見受けられるのであった。

(3)民族学級設置期にみられる問題点

大阪では当時府下33校に課外学級が設置され、講師36名が採用された。これは府知事・教委との話し合いにより、「朝鮮語を教える教師を朝鮮人児童生徒50人に1人の割で採用する。1951年からは文部省で作成された朝鮮語の教科書を配布する。朝鮮人教育担当の係を教委内におき指導を行う²²⁾」との約束を引き出した結果であるが、実際にはこの約束は反古にされ強い要求のおきた学校にのみ設置されたのである。一方滋賀県においても当局との交渉によって生み出されたのは同様であり、51年には17校に設置されていた。形態は、午前中は一般の学級で授業を受け、午後には朝鮮人のみの学級を編成するというものであった²³⁾。

このように各府県毎に運動が生まれ交渉が重ねられることによって、民族学級は誕生したのであり、各地域で形態が異なるのもこのためである。この時期の朝鮮人運動は、朝連が解散させられた後であるため全国的に統一した指導はなされていなかった。従って学校閉鎖をめぐる教育闘争も1.自主校を存続させる、2.公立校に移管する、3.民族学級を要求すると多様性がみられ、各地で可能な形態が追求された。また政府当局も、朝鮮人学校閉鎖を貫徹するためには、公立学校

内での民族教育については多少の譲歩もやむをえないとし、その采配はもっぱら地方当局に任されていた²⁴⁾。いわば、当局も運動側も朝鮮人学校を焦点として対立していた狭間を縫って民族学級は誕生したといえることができる。しかしこのことが、民族学級の不安定な位置と曖昧な性格の原因ともなったのである。

それは第一に、民族学級の設置が覚書によっているため基盤が弱いということである。一旦当局が方針を変えた場合、簡単に廃止される危険性があった。

第二に、当局と朝鮮人側では民族学級に対する認識に大きな開きがあったことである。当局にとってそれは、朝鮮人の度重なる要請に一定譲歩し、教育現場の「混乱」を取捨するための妥協策であって、民族教育の必要性を認めて保障しようというものではなかった。しかし他方朝鮮人にとって民族学級は、閉鎖された朝鮮人学校に代わって民族教育をおこなう任務が要請されていた。

第三に、従って日本の学校内において民族教育擁護の思想に裏づけられた正当な位置が確保されなかったことである。特に抽出や課外では、カリキュラム編成や課外の行事等に学校側の協力が不可欠である。しかし、(2)で特別学級の運営に関して前述したように、そのような姿勢を欠いていた。日本の学校の体質が基本的には「朝鮮人迷惑論」にあったことを、大阪の例を引いてみよう。大阪では約1万名が強制転学させられたが、民族教育を要求する児童の抗議を新聞は、「朝鮮人学童騒ぐ」と偏見を助長する仕方で報道している²⁵⁾。また、日本人児童生徒の他学区への越境入学の増加という現象もみた²⁶⁾。更に、民族学級の役割を日本語を教えるものと歪曲し、朝鮮人講師を通訳とみなしていた学校もあった²⁷⁾。ある講師は、「当初はそのための教室もなく、講堂を区切って数百人もの児童を相手に教えなければならぬ²⁸⁾」かったと述懐している。以上みた日本人の対し方は、朝鮮人が最も集中する大阪において露骨にあらわれた面があるとしても、基本的には京都にも通ずるものである。

以上みてきたことから、民族学級の設置にはもともと不安定要因が内包されていたことがわかる。それが現実化するとともに新たな要因が加わって、その後10余年の間に民族学級を衰退に導くのであるが、その経緯と要因を次にみることにしよう。

II. 民族学級衰退の経緯と要因

(1) 京都における経緯

1954年に三形態をもって出発した京都の民族学級は、66年までほぼその形態のまま続けられた。しかし講師の任期については、61年までは制限がなかったにもかかわらず、62年より市教委は一年限りとして毎年辞令を交付するという一方的措置をとった²⁹⁾。これは民族学級存廃の鍵を市教委が握るということであり、講師や児童・父母に不安を与えるものであった。しかも講師の身分が保障されていないことは、講師の定着を阻害し、教育に対する熱意の喪失につながるものである。京都では、在日本朝鮮人総連合会(以下総連と略す)が講師の派遣を委託されていたため、講師の手当を補助し後任を送りこむことによって民族学級を存続せしめてきた。

1966年4月、市教委は辞令が出るまで授業をおこなってはいけない旨口頭で伝え、5月12日まで授業開始を引き延ばしたあげく、翌13日1.待鳳小の民族学級閉鎖、2.南大内・朱雀第四小の講師2名を1名に減ずる。3.民族学級の形態を抽出一本化する、との決定を下し通告した。待鳳小

の閉鎖について市教委は希望児童が2名に減ったことを理由としているが、総連側はこれに対し14～5名の在学者がおり、「数年前までは同校に80名近い生徒がいたが、民族学級で学ぶことによって国語と言葉を殆んど習得し、約70名が自主学校に転校し³⁰⁾」たとその成果を評価して閉鎖に抗議している。

結局1.及び2.の決定は強行されたが、抽出化の方針に対して特別学級をおく養正小では父母の抗議運動が展開され、実施は一年の延期をみた。すなわち同小では「保護者・児童・朝総連による猛烈な反対があり、5月2日から7月、また8月末から9月当初まで交渉の連続となり、学校としては監理自習の体制をとる³¹⁾」に至った。当時の新聞は「普通学級にクラス替えされた³²⁾」としているが、実は「監理自習の体制」つまり指導計画は作らないで児童の自習を管理するとの名目で、実質的には特別学級が続けられたのである。この時市教委は、「授業はしないで子どもがけがをしないようにおもりだけしておれ」と担任に通告し、担任はそれに対して「それでは教育者としての任務を放棄したことになる」と抗議している³³⁾。

養正小の抽出化についても市教委は希望児童の減少³⁴⁾を理由としているが、その意図が民族学級の全面廃止にあったことは、67年に上賀茂・柏野小で、69年には朱雀第四・南大内・嵯峨野小で民族学級が閉鎖され、現在の3校5学級に縮小された事実が物語っている。その背景にあるのが、いわゆる65年通達であった。

1965年12月文部省は事務次官名で2つの通達³⁵⁾を出したが、その中で公立朝鮮人学校及び分校と民族学級の設置を禁じ、日本の学校における朝鮮人教育は「日本人子弟と同様に取り扱うものとし、教育課程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきでないこと」として、公立学校内の民族教育の可能性を封じた。民族教育を否定し同化教育を強要するこの通達は、その後の政府の在日朝鮮人教育政策の基本となるものであった。66年の市教委の動きは、まさにこの通達に呼応したものといえる。

政府のこの動向に対し、京都でも朝鮮人側の警戒が強まっていたことは、総連京都府本部が市教委の通告に先立つ3月に「在日朝鮮公民の教育についての請願」書を同委に出していることでもわかる。それには「民族学級に対する不当な抑圧を止め」、「母国語が習得できるように」と民族学級の存続が要求されている³⁶⁾。

以上みてきたように、京都における民族学級減少の直接的原因は市教委による廃止措置にあるが、それを可能ならしめたものに希望児童の減少があった。その原因として、1つは朝鮮民主主義人民共和国への帰国事業の開始(1959年)に伴う民族教育熱の高まりが朝鮮人学校への転学者を増やし、それを受ける形で1965年に京都朝鮮第二初級学校、67年には同第三初級学校が開校したことである。他方日本の学校に在学する者の中には講師が総連系であることへの反発もあり、また民族学級への参加が学力の低下を招き、朝鮮人であることが知れることによって差別を受けるといふ理由も考えられる。尚この他地域によっては、染色業織物業の不況の影響で校区朝鮮人の数が減少したことも一因とみられる。

ここで大阪及び滋賀の場合をみるならば、それぞれに特徴的な要因を指摘することができる。大阪の課外学級は現在府下で10校、市内4校に減少しており、大阪の場合は自然消滅的傾向が強い。というのは、現在残っている講師はすべて1950年当初に採用された人たちで、やめた場合に後任補充がなされないことが直接の原因となっているからである。しかし、より根本的原因是講

師がやめざるをえないところにあり、それは待遇の悪さや学校側の協力の不十分さにあった。大阪府下の朝鮮人講師が府及び市に提出した要求書(75年11月)には、給与格差や学級運営費が支給されていない点を指摘し、学校内での講師の立場を「学校の内外においてこれ(民族学級；筆者註)を支え、守り通そうとする熱意はほとんど見いだされませんでした。あげくには同僚から冷やかな眼ざしを受ける中で、民族講師はまさに徒手空拳をもって奮闘することを余儀なくされ、ついには心なく挫折していかざるを得ない状況として現われてきました³⁷⁾」と訴えている。

一方滋賀県では総連が講師を派遣しており、後任補充による存続は可能であったが、実際には講師がやめて廃止された場合が多く、現在は1校も残っていない。それには大阪と同様の理由もあったが、より特徴的理由としては、総連の自主校中心の教育方針がある。同県では1960年に滋賀朝鮮中級学校、翌年に同初級学校が開校したため、児童の転学や講師不足をみた。更に70年代には講師・児童ともに自主校にひきあげさせる方針がとられ、京都のように当局が強硬策をとらずとも民族学級は衰退していったのである。

(2)民族学級衰退の要因

全国の民族学級設置校数は、1953～54年が95校とピークをきわめ、以後58年63校、61年50校と漸減し、60年代半ばには30校と急減している³⁸⁾。現在の全国的数字は明らかではないが、上記3府県の傾向からみて更に減少しているものと思われる。(1)ではその経緯をみ、各府県毎の特徴的な要因を指摘してきたが、それらには共通性もあるので以上を総合して民族学級を衰退に導いた要因をまとめてみよう。

第一に、総連が結成(1955年)以来自主校の発展に力を入れてきたことである。総連は在日朝鮮人を「外国公民」と明確に位置づけ、その教育は自主校でおこなわれるべきものとした。そのため自主校の復興、整備拡充に着手したが、その飛躍的発展を可能としたのが本国からの教育費送金(57年より開始)であり、帰国事業の開始であった。前者は物質的援助であると同時に精神的支柱としての効果を発揮し、後者は朝鮮人の民族教育志向を高めて自主校への転学者を増やした³⁹⁾。このことが民族学級の出席数を減じ、一時的には講師不足を招来したことはすでに述べた。しかしより重要な点は、民族教育に占める民族学級の位置が自主校の発展に反比例する形で低下し、民族教育機関としての性格が不明瞭になったことである。民族学級の設置当初は朝鮮人学校が弾圧を受け民族教育の存亡が危まれていた時であったため、民族学級は民族教育継続の現実的形態として生み出され、自主校に代わる任務が要請されていた。生徒数からみても1954年には自主校11,019名、公立及び分校8,093名、民族学級4,907名⁴⁰⁾と民族教育受講者の1/5を担っていた。しかし自主校が大学までの一貫した体系をもつことにより、民族学級は数字上は勿論理論上もその存在理由が希薄になり、民族教育の効果においても中途半端な性格を免れることができなくなった。しかも総連が内政不干渉主義をとることは、民族学級廃止の動きに対する有効な反撃を難しくするものとなった。総連は結成当初から「いまだ存続している公立分校と民族学級は、われわれの教育内容が干渉されない限り現状を維持すること⁴¹⁾」と民族学級には消極的姿勢を示しており、その後も自主校転学へのワンステップ即ち自主校発展に伴い解消されるべきものとみなしていた。

第二に、在日朝鮮人の「在日」意識に分極化が生じ、それが教育観に反映されたことである。特に65年日韓条約の締結は、朝鮮半島の南北分断を固定化する一方で在日朝鮮人に協定永住権を取得することによる日本定住の道を開いた。これによって在日朝鮮人社会の南北分断をも激化さ

せ、教育機関の選択にも投影して、朝鮮人学校に行く者と日本の学校へのそれとの間の分岐を深める結果をもたらした。朝鮮人学校の大部分は総連系であることから、その選択は単に民族教育に対する志向性の如何にとどまらず政治的意味を深めたのである。しかも前述したように日韓条約後の在日朝鮮人教育政策には同化の意図が徹底しており、このため在日朝鮮人教育は民族教育か同化教育かの鋭い対立が生じ、日本の学校において一部民族教育を補完するという民族学級は、その狭間にあって存在基盤そのものが希薄化させられる結果となったのである。

第三に、民族学級設置当初からすでに内包されていた問題点が顕在化してきたこと、即ち覚書に基づく不安定な基盤に加えて、行政当局及び学校が民族学級の存続及び質的拡充に積極的な保障条件を与えてこなかったことである。それは講師の身分・待遇の面と、学級運営に対する学校としての姿勢の二点で指摘できる。特に後者では1.教室の確保、学級運営費の支給等物質的条件の保障、2.カリキュラム編成や課外行事設定の際の配慮、3.日本人児童の朝鮮人差別及び偏見を根絶させる教育の実施、が不可欠の要件であり、いずれの欠如も運営に支障をきたし、児童に出席をためらわせ、講師に困難を引き受けさせる結果を導くものである。またこのような学校の体質を政府の同化政策は助長させたし、他方総連の前述した方針により、日本の学校が朝鮮人教育を省みないことの口実を得る構造となったことも指摘しておかねばならない。

第四に65年通達があげられるが、これについてはすでに述べた。ここで注目すべき点は、前三つの要因により民族学級をとり巻く状況が厳しいものとなっていた時期に、同通達はまさに効果的であったということである。

以上の分析から、民族学級の衰退はもともと内包されていた要因が顕在化するとともに、在日朝鮮人運動及び本国と日本の新たな政治状況に規定された要因が加わることにより導き出されたものであることが明らかになった。そしてその過程は、民族学級が当初と比べて存在理由を奪われ、その位置を更に低下し性格を曖昧にしてきた過程なのであった。即ち民族学級は、そのとり巻くあらゆる側面において不安定な位置に立つのを余儀なくされ、閉塞の状況に追いこまれていったのである。

おわりに

本稿は、京都を中心とし大阪及び滋賀を補足することによって、民族学級の設置から衰退に至る過程を分析し、発展を阻害した要因を抽出してきた。そして要因相互の関係にも注目することで、いわば大枠としての構図を作った。従って残された課題は、一つは他地域の分析を通して本稿の結論を検証することであり、今一つは本稿で指摘してきた問題をより深く分析することである。即ち一つは民族教育における民族学級の位置づけの再検討である。民族教育の効果という点では不十分なものではあるが、しかし同化への歯止めをかけるという役割を担うものであり、日本の学校に在学する者が多数を占める現実がある以上、民族学級が見直されてよい。ただしそれには、在日朝鮮人教育の展望を踏まえて理論的に位置づける作業が必要である。もう一つの課題は、日本の教育に対して民族学級の存在がもつ意味の検討である。民族学級は過去30年に亘って公立学校の一角に厳然と存在してきた。そして朝鮮人には固有の教育が必要であることを主張し、朝鮮人を欠落させてきた日本の教育の本質を問う告発の位置にあった。しかし、日本人の側がその問いかけを受けとめたことがあるだろうか。本稿からは否定的な答しか見出しえない。日本

人の教師が、そして児童生徒が、民族学級の存在からどのようなインパクトを受けたか或いは受けなかったかの点については本稿では触れられなかった。以上を今後の課題としたい。

註

- 1) 1949年朝鮮人学校閉鎖後の民族教育形態は、1.自主校、2.公立校及び分校、3.民族学級の三つでありこの順に評価が下がるのが定説となっている(小沢有作『在日朝鮮人教育論』, 亜紀書房, 1973年, や在日朝鮮人の人権を守る会『在日朝鮮人の基本的人権』, 二月社, 1977年等)。また民族学級は「一種の代替措置」(金容海「本名を名のる子ら」, 『まだん』第5号, 1975年, p. 29)や「ごまかしの方法」(在日朝鮮人児童生徒の教育を考えるための資料集IV, p. 9)と評され、「妥協の産物」とみなされている。
- 2) 京都朝鮮第一初級学校校長呉世鳳氏の話。
- 3) 「韓国学園27年の昔今」, 『マヌル』1974年, p. 1
- 4) 「在日朝鮮人とその教育」資料集第一集, 1970年, p. 8
- 5) これについては金慶海『在日朝鮮人民族教育の原点』, 田畑書店, 1979年が詳しい。
- 6) 朝日新聞1948年5月15日。尚これによると府下朝鮮人児童生徒数は4,400余名。
- 7) 5・15覚書に「私立朝鮮人学校の設置主体は財団法人でなければならない」とある。
- 8) 校名は京都朝鮮東中小学校, 同梅津小学院, 同東寺小学院, 同九条小学院, 同山ノ内小学院, 同山科小学院(以上認可), 建国小学校, 京都興謝朝連小学校, 京都紫竹小学校(以上無認可)であり(京都新聞1949年11月6日), 残る3校は京都朝連西陣小学校, 同中学校, 京都朝鮮中学校である(李瑜煥『在日韓国人60万』, 洋々社, 1971年, p. 210)
- 9) 朝日新聞1949年11月13日及び15日
- 10) ただ一校京都第一朝連初等学校(現第一初級学校)は反対運動によって守り抜かれた。呉世鳳氏によると次のような経過を経た。同校は陶化小学校の校舎の一部を借用していたため, 9月17日市教委は校舎返還要求書を発し30日武装警官7名を伴って強制執行に乗り出した。朝鮮人側は抗議するとともに教室をとり戻す運動を展開し, これに対して市教委は武装警官を配して登校をチェックした。一方授業は分会事務所や民家を借りて分散しておこなわれたが, ついに11月16日, 木造アパートを購入し, 京都第一朝鮮人小学校として再出発した。
- 11) 小沢有作, 前掲書, p. 250
- 12) 1949年10月京都府会定例会議事速記録第6号(10月21日), p. 493
- 13) 呉鋭秀『在日朝鮮人に対する同化教育についての考察—解放後における大阪を中心に—』, 朴君を囲む会, 1972年, p. 22
- 14) 京都新聞1950年12月2日
- 15) 総連京都本部内部資料「民族学級の歩み」写し
- 16) 京都新聞1952年4月25日
- 17) 京都新聞1953年9月8日
- 18) 陶化小(46年4月21日), 朱雀第四小(同10月26日), 養正小(47年2月8日)等。
- 19) 京都新聞1954年7月31日によると, 同校の校舎増改築に伴い校下朝鮮人が「二年前の約束を果たして欲しい」と特別学級のための三教室を要求したのに対し市教委は余裕がないとし, 課外学級も人件費その他を名目を実施できないとした。また校下日本人の反対もあった。
- 20) 京都新聞1954年1月8日
- 21) 同上。尚13日付同新聞は「なごやかに開設式」と報じている。(傍点筆者)
- 22) 『むくげ』32号, 1976年10月30日, p. 2
- 23) 滋賀朝鮮初級中学校教務主任宋勝康氏の話。尚小沢有作前掲書は特別学級としている(p. 289)。
- 24) 1953年6月2日全国知事会議は「在日朝鮮人文教基本政策の早期確立に関する要望」を決議し, 地方当局の困惑を示している。
- 25) 例えば「朝鮮人学童ら騒ぐ」(朝日新聞1949年11月15日), 「朝鮮人学童もめる」(同25日), 「朝鮮学童デモ続く 日本人校へなだれこむ」(同26日), 「またも騒ぐ朝鮮人学童」(同12月8日)等

中島：在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格

- 26) 市教委は区外への通学禁止を決定した。朝日新聞1950年2月16日
 27) 大阪市外国人教育研究協議会(市外教)事務局扇田氏及び当時平野区加美小学校で民族学級をもたれた康昌己氏の証言。
 28) 金容海『本名は民族の誇り』, おおぞら書房, 1974年, p. 144
 29) 前記「民族学級の歩み」
 30) 同上
 31) 『京都市立養正小学校学校沿革史』第三卷, 同校所蔵
 32) 毎日新聞1966年5月17日
 33) 来栖良夫『ルポルタージュ朝鮮人学校』, 太平出版社, 1968年, p. 187
 34) 特別学級在籍数は1955年89名, 1960年52名, 1965年18名と減っている(教育調査統計より)
 35) 12月28日文初財第464号文部事務次官より各都道府県教育委員会・知事宛「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」及び「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」
 36) 1966年第2回京都市会(定例会)会議録第4号, p. 145
 37) 『市外教』1975年12月15日
 38) 設置校数の変遷は次表のようである。

民族学級設置校数の変遷と内訳 (㊦は小学校, ㊧は中学校)

| 年 | 校数 | 内訳・他 | 出典 |
|-------|-----|---------------------------------|---|
| 1952 | 77 | ㊦ 68 + ㊧ 9 | 法務研修所編『在日朝鮮人処遇の推移と現状』湖北社, 1975年, 復刻版, p. 98 |
| 1953 | 95 | 教員 151名 生徒 8,268名 学級数 151 | 同上 p. 194 |
| 1954 | 94 | ㊦ 88 + ㊧ 6 生徒 4,907名 | 『新しい朝鮮』第4号, 1955年2月, p. 30, ただし, 毎日新聞1954年9月8日では95校 |
| 1958 | 63 | ㊦ 61 + ㊧ 2 生徒 3,333名 | 李珍桂「在日朝鮮人子弟の教育」, 『教師の友』, 1959年8月, p. 31 |
| 1959 | 69 | ㊦ 66 + ㊧ 3 生徒 3,450名 | 同上 |
| 1961 | 50 | ㊦ 48 + ㊧ 2 | 朴尚得「在日朝鮮人の民主主義的民族教育」, 『朝鮮研究月報』4号, 1962年4月, p. 36, ただし大阪が含まれない |
| 1963? | 約30 | — | 在日朝鮮人の人権を守る会『在日朝鮮人の民主主義的民族教育』, 1965年, p. 104 |
| 1966 | 約30 | — | 中藺英助『在日朝鮮人』, 財界展望新社, 1970年, p. 108 |

- 39) 朝鮮人学校の入学者数は1959年度は前年度に比べ25%の6,100余名, 60年度は同51.2%の15,000余名増加した(朴慶植「民族教育」, 勝田守一他編『戦後教員物語』(II), 三一書房, 1960年, p. 80)。
 40) 『新しい朝鮮』第4号, 1955年2月, p. 30
 41) 『新朝鮮』第8号, 1955年9月, p. 29